

御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(御杖村子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 御杖村子ども医療費助成条例(令和元年御杖村条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年御杖村条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(御杖村心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 御杖村心身障害者医療費助成条例(昭和48年御杖村条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
(御杖村子ども医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の御杖村子ども医療費助成条例の規定は、令和8年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
(御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、令和8年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
(御杖村心身障害者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の御杖村心身障害者医療費助成条例の規定は、令和8年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。